

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。
令和3年12月24日（金）午前9時05分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	川窪 幸治 君	副委員長	野村 和人 君
委員	松下 太葵 君	委員	久木田 大和 君
委員	藤田 直仁 君	委員	塩井川 公子 君
委員	鈴木 てるみ 君	委員	平原 志保 君
委員	木野田 誠 君	委員	有村 隆志 君
委員	池田 綱雄 君	委員	前川原 正人 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

議員 宮田 龍治 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

総務部長	橋口 洋平 君	財政課長	石神 幸裕 君
財産管理課長	田上 哲夫 君	隼人地域振興課長	有村 和浩 君
財政課主幹	末増 あおい 君	隼人地域振興課主幹	川原 昭二 君
企画部長	出口 竜也 君	情報政策課長	野村 博昭 君
情報政策課情報化推進グループ長	二宮 紀仁 君	情報政策課情報化推進G主任主事	新村 武史 君
情報政策課情報化推進G主任主事	富吉 雄平 君		
市民環境部長	本村 成明 君	清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長	有満 孝二 君
環境衛生課長	楠元 聡 君	市民活動推進課主幹	鮫島 真奈美 君
環境衛生課主幹	末松 正純 君	市民活動推進課市民環境政策グループ長	山口 留美子 君
環境衛生課衛生施設Gサブリーダー	四本 久 君	環境衛生課衛生施設G主査	塩満 慶太 君
市民活動推進課市民環境政策・国際交流G主任主事	有菌 宏樹 君	市民活動推進課強制制協働推進G主事	細山田 将吾 君
保健福祉部長	林 康治 君	保健福祉部特任次長	砂田 良一 君
保健福祉政策課長	川畑 信司 君	子育て支援課長	宮田 久志 君
長寿・障害福祉課長	堀之内 幸一 君	健康増進課長	小松 弘明 君
子育て支援課長補佐	村岡 新一 君	保健福祉政策課主幹	森山 勇樹 君
長寿・障害福祉課主幹	唐鎌 賢一郎 君	長寿・障害福祉課主幹	今村 伸也 君
子育て支援課子ども・子育てグループ長	出口 幹広 君	健康増進課市立病院管理グループ長	福田 智和 君
子育て支援課子ども・子育てGサブリーダー	松下 孝史 君	子育て支援課保育・幼稚園Gサブリーダー	竹内 和義 君
長寿・障害福祉課長寿福祉介護保険Gサブリーダー	有馬 要子 君	長寿・障害福祉課障害福祉Gサブリーダー	石原 智秋 君
健康増進課市立病院管理Gサブリーダー	吉永 容一 君	健康増進課市立病院管理G主査	山元 輝弥 君
保健福祉政策課政策G主任主事	姫野 貴之 君		
農林水産部長	八幡 洋一 君	農政畜産課長	鎌田 順一 君
林務水産課長	市来 秀一 君	耕地課長	塩屋 一成 君
霧島副総合支所長兼市民生活課長	仮屋園 修 君	林務水産課長補佐	奥 芳生 君
耕地課長補佐	川崎 千秋 君	農政畜産課主幹	内村 光孝 君
林務水産課主幹	谷口 誠一 君	林務水産課主幹	山本 秀一 君
耕地課主幹	小濱 健一 君	耕地課管理グループ長	蔵元 賢一 君
霧島市民生活課産業振興グループ長	池田 一則 君	林務水産課林務水産Gサブリーダー	清藤 明夫 君
林務水産課森林土木Gサブリーダー	臼井 健二 君	霧島市民生活課産業振興Gサブリーダー	藤岡 勝史 君

商工観光部長	谷口	隆幸	君	商工振興課特任課長	住吉	謙治	君
商工観光施設課長	秋窪	達郎	君	関平温泉・関平鉱泉所長	徳永	健治	君
商工振興課商工観光政策グループ長	西村	賢三	君	商工観光施設施設管理グループ長	松崎	義美	君
商工振興課企業振興室グループリーダー	中村	光秀	君	商工観光施設施設管理グループリーダー	笠井	剛	君
関平温泉・関平鉱泉所工場長	立元	義幸	君	商工振興課商工観光政策G主任主事	山田	美帆	君
商工振興課企業振興室主任主事	川路	和幸	君	商工振興課企業振興室主任主事	春口	康太	君
建設部長	猿渡	千弘	君	建設政策課長	中馬	聡	君
建設施設管理課長	園畑	精一	君	土木課長	西元	剛	君
建築住宅課長	侍園	賢二	君	都市計画課長	三島	由起博	君
区画整理課長	岩元	龍己	君	区画整理課課長補佐	吉永	利行	君
建設政策課主幹	笛田	純一	君	建設施設管理課主幹	落水田	剛	君
土木課主幹	八重山	純一	君	都市計画課主幹	深迫	康幸	君
区画整理課主幹	赤塚	裕樹	君	建築住宅課建築第1グループ長	迫	則男	君
建設政策課政策G主査	今村	翔	君				
教育部長	池田	宏幸	君	教育総務課長	西	敬一朗	君
学校給食課長	堀ノ内	敬久	君	教育総務課主幹	堀ノ内	周作	君
教育総務課主幹	町田	信彦	君	学校給食課学校給食管理グループ長	竹下	裕一郎	君
教育総務課教育施設Gグループリーダー	小濱	直人	君				

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 原田 美朗 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第115号 令和3年度霧島市一般会計補正予算（第14号）について

議案第116号 令和3年度霧島市病院事業会計補正予算（第1号）について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 9時05分」

○委員長（川窪幸治君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る9月7日の本会議で付託されました議案2件の審査を行います。お手元に配付しました次第書に基づき、審査を行いたいと思います。

△ 議案第115号 令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）について

○委員長（川窪幸治君）

まず、議案第115号、令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）について、はじめに、総括及び総務部の審査から行います。執行部の説明を求めます。

○総務部長（橋口洋平君）

はじめに、12月21日に追加提案した議案第119号、令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）については、同日に可決していただいたことから補正号数が提案時の15号から14号に繰り上がることになりました。これにより、12月議会初日に提案いたしました本予算については、補正号数が14号から15号に繰り下がったところです。これに伴い、それぞれの補正予算については計数整理後の予算書をお配りしております。一方、補正予算説明資料については計数整理の必要がないことから差替えを行っておりません。このため、表紙等の補正号数が旧番号のままとなっておりますのでご了承いただきますようお願いいたします。併せて、各部についても同資料を用いてご審査いただくこととなりますので、ご了承ください。それでは、議案第115号 令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）について総括を御説明申し上げます。今回の補正予算は、国・県等から事業採択の通知があった各種事業に要する経費や決算見込みによ

る事業費の増額などを主なものとしています。歳入については、特定財源と致しましてそれぞれの事業に係る国県支出金や市債等を、一般財源と致しまして財産収入や繰越金を計上いたしております。歳出については、主なものとしまして、総務費では関平鉱泉水の売上増に伴い必要となる経費などを、民生費では各扶助費の見込増に伴う経費などを、農林水産業費では市有林維持管理に要する経費を、教育費では溝辺地区の小中学校の空調改修に要する経費を、災害復旧費では公共施設の復旧に要する経費を、それぞれ計上しています。その結果、歳入歳出それぞれ6億3,294万円を追加計上し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ682億6,951万円としようとするほか、第2表で繰越明許費の補正を、第3表で債務負担行為の補正を、第4表で地方債の補正を行おうとするものです。次に、総務部の関係について説明します。歳入については、繰越金に所要の経費を計上しようとするものでございます。歳出については、総務費で、公有財産の売却収入を特定建設事業基金に積み立てるための経費、隼人地区の旧感染症指定病舎解体工事に伴う追加経費をそれぞれ計上しようとするものでございます。詳細については、引き続き、財政課長及び財産管理課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

○財政課長（石神裕幸君）

令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）に係る財政課所管の予算について御説明申し上げます。令和3年度一般会計補正予算（第15号）に関する説明書の21、22ページをお開きください。

（款）21繰越金、（項）1繰越金、（目）1繰越金、（節）1繰越金の1億3,431万9,000円の増額は、決算剰余額の一部を予算編成のための一般財源として計上するものです。次に、歳出については令和3年度霧島市一般会計補正予算（第14号）説明資料の2ページをお開きください。（目）財産管理費の特定建設事業基金積立金において、4,015万2,000円を計上しています。これは、高千穂保育園及び横川長安寮の民営化に伴う土地の売却収入を特定建設事業基金に積み立てるものです。以上で、説明を終わります。

○財産管理課長（田上哲夫君）

令和3年度一般会計補正予算（第15号）に関する説明書は27・28ページ、令和3年度霧島市補正予算（第14号）説明資料は2ページです。補正予算説明資料で説明いたします。2ページをお開きください。費目、財産管理費の財産管理課分、事業名、財産管理総務管理事務事業の事業目的、隼人地区の旧感染症指定病舎解体工事のためアスベスト調査分析を行ったところ、外壁の下地等にアスベストが含まれていることが判明したため、その対策を行うことから工事請負費として500万円を追加計上しました。また、繰越事業で事業費は6,500万円、一般財源となります。以上で、財産管理課の補正予算に関する説明を終わります。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（平原志保君）

財産管理課にお伺いします。工事請負費として500万円追加計上なんですけれども、もう少し詳しくこの500万円の中身を教えていただいてもいいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

当初、アスベストを含んでいないと想定していたところに、アスベストを含んでいたものですから、解体するのにアスベストを除去するための対策費が必要になってきます。そのアスベスト自体が飛散しないようにして、工事をしないといけないということで、その工事に係る費用が500万円ということになります。

○委員（前川原正人君）

総括的な部分でお聴きをしておきたいと思います。まず、この予算書のほうの42ページ、地方債の調書に係る部分ですけど、それと伴いまして6ページの地方債の補正で補正前と補正後の金額の差が9,300万円発生しているわけですね。これは財政的手法、戦術によって、当然その上限を

するというところで理解をするわけですが、当初の合併特例債、合併をしたときの財源の措置として、当初が350億円、全体です。ただし、借入限度額もあったわけですが、これが500億円まで上がってきた。今回の調書で見ていきますと、いわゆる合併特例債が、よく言われるこの延長をしてきたわけですね。何回もですね。そういう視点で見たときに、霧島市の合併特例債の状況をどのように分析をしていらっしゃるのでしょうか。国の動向によりまして、金額が上がったりするというのは当然あり得ることなんです。有利な起債を活用するという点も考慮しながらやられていると思うんですが、今回の調書における合併特例債の分析、どのように分析をしていらっしゃるのかお聴きをしておきたいと思います。

○財政課長（石神幸裕君）

合併特例債につきましては、現在、経営健全化第3次計画で500億円、今おっしゃられたとおり500億円になっております。そのうち、建設事業費に係る部分が481億円、基金造成費分として19億円、合わせて500億円の発行可能額となっております。基金につきましては、もう既に合併直後に積んでおりまして、残り481億円について、今現在、令和7年度の終期に向けて有効に活用しているところです。特例債につきましては、非常に有利な起債でございまして、この起債を今後も有効に活用する予定であります。なお、今後については、クリーンセンターの建設に向けて、残りの分を大きく充当する予定であります。12月現在、この今回補正した分は、学校施設に充当しておりますけれども、12月時点で発行可能残額が145億3,770万円を見込んでいます。

○委員（前川原正人君）

どうしても国の動向に従わざるを得ない、そういう性格を持っているのがこの合併特例債も一つだと思ってしまうんですが、これが2025年まで、今のところ延長されていきますよね。そうしたときに、今、財政課長がおっしゃった新市まちづくり計画の範囲内での予算措置というのは当然あり得る話だと思ってしまうんですが、今後の課題、今後の方向性としては、2025年度までに有利な地方債を大いに使っていくという方向はあると思うんですが、要は何が心配かという、合併特例債というのはあくまでも借金なんです。確かに地方交付税で返ってくるという性格はあるんですが、しかしそればかりでは事業は出来ないと。だから総体的な計画として、今度はまた財政計画も見直されていくと思うんですが、その辺についても、合併特例債も含めた形での議論というのは今後行われるという、そういう理解でよろしいですか。

○財政課長（石神幸裕君）

経営健全化の3次が今年度で終了いたしますので、第4次策定に向けて今現在作業を進めているところです。なお、この合併特例債につきましては、当初からすれば委員のおっしゃられたとおり、借金ですのでそのあとの償還を考慮しながら発行しなければ、のちのち借金を返さなくなるということですので、通常の合併特例債、発行限度額が今は500億円なんですけれども、上限が発行限度額としては、本市については584億円までは発行することが可能であります。上限を引き上げるのか、まちづくり計画をまた変更して上げるかどうかというところは、まだ余地はあるんですが、今のところは、これまでそれを上限額まで使わないということは、今年度、負担が大きく生じることを想定して上限額まで組んでおりませんので、今のところはこの500億円でいくことを想定しています。なお、国については、今、発行年度を東日本大震災等で延長して、今まで20年延びているんですが、今のところその予定も延びるという情報は入っておりませんので、今後の計画についても現在の発行額でいくことを想定しているところです。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで総括及び総務部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時21分」

「再開 午前 9時23分」

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、企画部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○企画部長（出口竜也君）

議案第115号、令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）のうち、企画部関係の補正予算について御説明申し上げます。令和3年度一般会計補正予算（第15号）の5ページをご覧ください。今回の補正は、FMきりしまの難聴地域である横川地域に、コミュニティFM局の難聴解消のための中継局を整備するため、第3表、債務負担行為補正において、FMきりしま難聴対策事業を、令和3年度から令和4年度までの期間、限度額1,983万3,000円として追加するものであります。次に、令和3年度一般会計補正予算（第15号）に関する説明書の41ページをご覧ください。FMきりしま難聴対策事業の財源内訳としては、国の民放ラジオ難聴解消支援事業を活用し、国庫支出金1,213万6,000円、一般財源769万7,000円を見込んでおります。事業内容については、情報政策課長が説明しますので、審査賜りますようお願い申し上げます。

○情報政策課長（野村博昭君）

次に、今回の事業内容について説明いたします。FMきりしまは、横川地域一帯が放送区域外となっており、情報格差の是正、防災対策や地域活性化のために、難聴対策が求められてきました。本事業は、地域情報化の推進、防災対策及び地域活性化を目的として、コミュニティFM局の難聴解消のための中継局を整備し、市民生活に密着した情報や災害時における生命・財産の確保に必要な情報の提供を確保するものです。今年度実施した電波塔の位置や向き・電波の調査を行い、必要な施設・設備の設計や経費を算出する基本設計業務に基づき、経費最小限での構築方法であるギャップフィラーシステムを活用して、霧島市役所本庁舎で受信したFMきりしまの放送をデータ変換し光回線で横川地区のあさひ公園に送り、同公園でFM電波に再変換し送信装置から電波を発信するための整備を行います。なお、国の民放ラジオ難聴解消支援事業へ令和4年2月に申請を予定しており、本市でも予算を確保しておく必要があるため、今回、債務負担行為を設定するものです。以上で、説明を終わります。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま、説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（前川原正人君）

二、三お聴きをしておきたいと思います。まず、債務負担行為を今回予算計上するわけですが、要は完成年度はいつを想定をしているのか。そして出来た後のランニングコスト、いわゆるそれを保持していくための経費、それなども財源の担保があって初めてゴーということになるわけですが、その辺についてどのような想定をしていらっしゃるのか、お聴きしておきたいと思います。

○情報政策課長（野村博昭君）

完成年度につきましては、この工期が基本設計を委託した段階で、おおむね10か月程度掛かるということでございますので、4月以降に、早くても多分5月ぐらいからの施工になるのではないかと思います。そうすると、12月から1月ぐらいの完成を目指しているところでございます。それとランニングコストにつきましては、現在のところはまだどうするかというのは決めてないんですけど、今後、FMきりしまのほうと協議を致しまして、そこをどうするかというのは決めていきたいというふうに考えております。

○委員（前川原正人君）

これは愛甲前議員の意向が相当入った事業になるかと思えます。大いにこれは進めていくべきとは思いますが、横川だけが難聴ではないんです。例えば牧園であったり、福山であったり、溝辺の一部であったり、聴こえない所もあるわけですよ。そういうところも霧島市の同じ行政エリアとして当然進めていかなければならない。そういう事業でもあると思えますが、次の展開は一つ一つ潰していく。施策を打っていくということが肝腎なことになっていくと思うんですけど、その辺について、どのような計画、執行権者である市長の頭の中にあるのでしょうか、そういう議論

というのはどうなってるんですか。

○情報政策課長（野村博昭君）

現在のFMきりしまの世帯カバー率というのが90%あると聞いております。今度は面積ですね。市内の面的カバー率でいきますと40%ぐらいというふう聞いておりますが、ただ、これらの地域を全て難聴解消とした場合は、その設備の方法であったり、あとどこが難聴となっているかというところを調査をしないといけないというふうになりますと多額の費用が掛かるということで、現在、一気に整備をするという計画がないんですが、ラジオというのが、地域の情報のイベントであったり、若しくは音楽を流したりというそれだけではなくて、やはり防災面の情報伝達というのが非常に大きいのかなと思います。そうしたときにやはり防災対策として考えて、必要な箇所をピックアップして整備していくことを検討したいというふうに思っております。

○委員（前川原正人君）

今の段階で次の展開ってなかなか難しいんですけど、実際、市が定めている新市まちづくり計画の中で基本計画がございますね。その中でも地域情報化計画の策定、これをまた新たに変更をやるわけです。そして、新世代地域ケーブルネット施設整備事業、地域インフラネット基盤施設整備事業、それからもう一つ、今回大体100%をカバーできました超高速ブロードバンド整備事業、こういう計画を持ってるわけですよ。ですから、同じ霧島市にしながら、同じサービスを同じ時間で市民が共有できるっていうのは大切なことだと思うんですけども、すぐに全体をカバーするよなというのは難しさ、財政的な裏付けがないと無理とは思いますが、そういう議論も大いに進めて行かれるという理解でよろしいわけですね。

○企画部長（出口竜也君）

そのとおりでございます。今回、横川地区のほうを1番目にしましたのは、やはり横川地区のほぼ全域が入らないという事情もありまして、まず優先して取り組んだという部分もございます。また、委員御指摘のとおり福山地域においても、福山総合支所よりも東のほうの佳例川とか、福沢のほうになるんですかね。曾於市境、そういった方面も弱いというのは聞いておりますので、先ほど課長が申しましたとおり、防災とかそういった面も含めて、順次検討をしまっている予定です。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで企画部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時34分」

「再開 午前 9時36分」

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、保健福祉部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（林 康治君）

議案第115号、令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）の保健福祉部関係について、その概要を説明いたします。今回の補正予算の主なものとしましては、施策3-5、社会保障制度の円滑な運営を図るため、地域介護・福祉空間整備事業に高齢者施設等の防災・減災対策を推進するための経費を計上しました。その他、障害者自立支援給付事業、障害者自立支援医療費給付事業、障害児通所給付事業及び児童手当支給事業において追加補正を計上するものです。なお、詳細については、担当課長がそれぞれ説明いたしますので、よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

はじめに、長寿・障害福祉課関係予算について説明いたします。予算に関する説明書は7~10、13~18、29~30ページ、予算等説明資料は3~4ページです。なお、各課からの説明は、予算等説明資料を用いて行います。まず、予算等説明資料3ページ、障害者自立支援給付事業については、

障害者自立支援給付事業費の不足が見込まれることから5,700万円を追加計上しました。特定財源として障害者自立支援給付費国庫負担金2,850万円、障害者自立支援給付費県負担金1,425万円を充当しています。次に、予算等説明資料4ページ、障害者自立支援医療費給付事業については、障害者自立支援医療費給付事業費の不足が見込まれることから3,500万円を追加計上しました。特定財源として、障害者医療費国庫負担金1,750万円、障害者医療費県負担金875万円を充当しています。次に、障害児通所給付事業につきましては、障害児通所給付事業費の不足が見込まれることから1億7,501万1,000円を追加計上しました。特定財源として障害児通所給付費国庫負担金8,340万9,000円、障害児通所給付費県負担金4,170万4,000円を充当しています。次に、地域介護・福祉空間整備事業につきましては、高齢者施設等の防災・減災対策を推進するため、民間事業者が行うスプリンクラー設備の整備や非常用自家発電設備の整備等に要する経費2,046万6,000円を計上しました。特定財源として地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を全額充当しています。なお、予算書4ページ、第2表、繰越明許費補正の追加における民生費、社会福祉費、社会福祉施設整備事業の2,046万6,000円は、今回の地域介護・福祉空間整備事業に係る金額を追加するものです。以上で、長寿・障害福祉課関係の説明を終わります。

○子育て支援課長兼こどもセンター所長（宮田久志君）

続きまして、子育て支援課関係予算について説明いたします。予算に関する説明書は7～10、15～16、31～32ページ、予算等説明資料は5ページです。予算等説明資料5ページ、児童手当支給事業については、児童手当における特例給付及び現況届に関する制度改正に当たり、必要となるシステム改修に要する経費170万円を計上しました。特定財源として、子ども・子育て支援事業費国庫補助金を全額充当しています。以上で、議案第115号、令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）の保健福祉部関係予算の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

資料の3ページになります。今回5,700万円の補正予算を障害者自立支援給付事業ということで、提示されているわけですがけれども、これが何人分になっているのか、お知らせいただけますか。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

利用対象者ということでサービスの種類が多いんですけれども、延べ人数になりますけれども、まず当初の延べ人数で2万1,135人。今年12月現在で2万8,616人。延べ2万8,616人という状況でございます。

○委員（前川原正人君）

その伸び率っていうのは、どこで推しはかるのかって、なかなか難しさはあると思うんですけれども、逆に言うと、予算上はあくまでも見積りなわけですよ。見積りであって、足らなければ補正をするし、足りすぎれば減額補正するというのは予算の組み方だというふうに、私たちはなってきたわけですがけれども、実際5,700万円もの予算化をしなければならないという、一つの大きな理由、原因、どのように分析をしていらっしゃるんでしょうか。

○長寿・障害福祉課長課長（堀之内幸一君）

障がい者に係るサービスについては、ここ数年、利用の割合が高くなっておりまして、利用する方が増えてきております。そういう中で、私ども、市と致しましても、予算の計上については、そういった伸び率を勘案して予算を計上しているところではございます。今年度の当初予算でいきますと、先ほどのサービスの全体の予算額ですが、28億8,000万円という当初予算の額です。今回5,700万円という形での増額補正ということになりますけれども、割合的には、こちらが見込んだ以上に利用が増えたというような考え方で捉えております。

○委員（前川原正人君）

もう一つは、説明資料のほうでいきますが、4ページ、民間事業者が行うスプリンクラー整備の

整備や非常用自家発電設備の整備等に助成を行うと。これは全額国庫補助ということなんですけれども、まずは国庫補助で100%ですが、事業者負担分というのものもあるんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

今、委員がおっしゃったように、全額国庫補助になりまして、事業者の自己負担というのは、今回は、補助額に基準額があるものですから、それを超えないということで自己負担はございません。

○委員（前川原正人君）

そうすると、あとこれは毎年出てきているような。それは防災という点では当然、安全を確保しなきゃならないという前提がありますが、手を挙げてきた施設が対象にはなると思うんですけど、行政のほうであと何か所ぐらい整備をしなければならない施設があると認識をされていらっしゃるんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

スプリンクラーの整備については、平成27年に消防法で義務化されておまして、今回、1件の整備なんですけども、スプリンクラーについては、全施設に整備をしているという状況であります。非常用自家発電の整備については、今回、二つの事業所が対象になってるんですけども、要望としましては、今回の意向調査では6事業所要望がありました。これは全国、県で内示があるんですけども、その中で霧島市については、2か所の事業所が選定されたという結果になっております。非常用自家発電については、今後またこういった補助があれば要望があるかと思っております。

○委員（前川原正人君）

やはり、これは当然こういう有利な事業を大いに使っていただいて、安全安心を担保するというのは当然、全体前提だと思います。ただ、一番の問題は、今、介護施設が撤退をしていく。そういう状況があるわけですね。今度は100%補助が出て基準内であれば手出しはないとした場合に、撤退となると、補助金適正化法にかかってくる部分があると思うんです。だからそういう部分についてはまだ今のところはないと思いますが、そういうことも想定した議論というのものもあるんですか。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

補助に関しては、補助金適正化法っていうのが確かにあります。今、委員がおっしゃったように、事業所が廃止となれば、補助金の返還とか、そういったものも確かにございますので、この今回の施設整備は箱物の整備ではないんですけども、確かにこの補助を受けて廃止となったら、そういった手続をとるっていうのは想定しております。

○委員（前川原正人君）

今のところはそういう事例はないということで理解してよろしいですね。

○長寿・障害福祉課主幹（唐鎌賢一郎君）

これまでも実際、箱物自体を整備し、補助金がそこに充てられて、事業所が廃止になり、補助金の返還があった事案が何件かございます。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで保健福祉部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時51分」

「再開 午前 9時54分」

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、市民環境部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○市民環境部長（本村成明君）

議案第115号、令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）のうち、市民環境部に関する補正予算について、御説明申し上げます。市民環境部は二つの課の補正予算を計上しています。

予算説明資料1ページをご覧ください。まず、市民活動推進課のコミュニティ助成事業について、一般財団法人自治総合センターの決定を受けたことから、増額補正を行うものです。次に、環境衛生課の指定管理者に係る債務負担行為の補正であります。令和3年度一般会計補正予算（第15号）の5ページをご覧ください。霧島市牧園・横川地区し尿処理場指定管理業務を債務負担行為の追加として補正計上しようとするものです。詳細につきましては、各課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査賜わりますようお願い申し上げます。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（有満孝二君）

市民活動推進課に関する令和3年度一般会計補正予算について、御説明いたします。令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）に関する説明書は27ページから28ページ、令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）説明資料は2ページです。共生協働推進費の共生・協働推進総務管理事務事業において、国分広瀬地区自治公民館の活動備品の整備に要する経費として220万円を計上しています。一般財団法人自治総合センターが実施している令和3年度一般コミュニティ助成事業（追加分）に本年8月に申請していたもので、同年11月に決定通知があったことから、今定例会で補正予算を計上したところですが、内容については、折りたたみテーブル50台、折りたたみ椅子100脚を整備しようとするものです。歳入については、令和3年度一般会計補正予算（第15号）の2ページお開きください。雑入でコミュニティ助成事業として、当該財団より県を通じて、事業費と同額の220万円を充当しようとするものです。以上で、説明を終わります。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

令和3年度一般会計補正予算（第15号）の5ページをご覧ください。議案第115号、令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）のうち、第3表、債務負担行為補正、霧島市牧園・横川地区し尿処理場指定管理業務については、当該施設の令和4年度から5年間の指定管理料を債務負担行為の追加として補正計上するものです。なお、その限度額については、経済情勢の変化等により、指定管理料が変動する可能性があるため、これまでと同様、指定管理者との協定で定める管理費用としたところですが、以上で、説明を終わります。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（久木田大和君）

分からないのでちょっといろいろ教えてください。共生・協働推進総務管理事務事業の地域コミュニティ活動の充実・強化を図るためという公民館の備品なんかの整備なんかを行われているところなんですけど、この制度というのは挙手制というか、地域から要望があった場合にそれを審査を上あげた上で補助を頂いた分について、ここに上がってくるという形になるのか、自分たちの地域の公民館などでも老朽化であったり、そういうのがあったりするんですけど、そういうのを地域ごとに吸い上げた上で出していくのか、それとも上のほうから順番にというか、そういう整備をしていく形になっているのか、その辺のことを教えていただけたらと思います。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（有満孝二君）

まず、このコミュニティ助成事業について少し御説明をさせていただきたいと思います。コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とするという形になっております。この事業の中には七つの助成事業がございます。まず、一般コミュニティ助成事業、二つ目がコミュニティセンター助成事業、三つ目が地域防災組織育成助成事業、四つ目が青少年健全育成助成事業、五つ目が地域づくり助成事業、六つ目が地域の芸術環境づくり助成事業、七つ目が地域国際化推進助成事業という七つの事業がございます。通常はこの事業の部分については、9月頃に広報等を市のホームページ等を出しております。そのほか、事業実施の前

年の9月頃に広報しております。それを10月頃までの期間で提出いただいて、各担当課が県のほうを通じて申請を上げるという形になっております。今回の分については追加分ということで、令和3年度、今年度の事業の部分の中で、事業が実施できないところがあったということで、追加募集がございました。その募集について申請を上げたということでございます。その中で、今回はあくまでも一般のコミュニティ助成事業というものに特化して、追加の要請がきたところでございます。その中で、今回は募集期間というのが1か月なかったものですから、通常広報をするような期間がなくて、ちょうどその時期に我々のほうで令和4年度の予算の募集をかけておりました。市の持っております地域振興事業というか、6割補助とよく言われる事業の募集を行っていたところ、事業の中でこの事業に該当するものとして、広瀬地区の事業があったということで、それ以外にちょっと見当たらなかったものですから、この事業を今回は申請をさせていただいたということでございます。

○委員（前川原正人君）

今のコミュニティ事業で、今回、広瀬地区が折り畳みいすど折り畳みテーブルということなんですけれど、今まであった備品、同等の備品は全くゼロで、今回こういうコミュニティ事業を利用して購入を図るということだったのか、それとも、ある一定程度あって、老朽化が進んでいって経年劣化で処分をしなければいかんと。その辺はどうだったんですか。その内容ですね。公民館のそれぞれ状況によって違うと思いますけれど、その辺はどのように調査を進めていらっしゃるんですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（有満孝二君）

調査と申しますか、今回の広瀬地区の部分につきましては、現在ある折り畳みいす、机の両方が大分劣化をしているということで買換えを計画されておりました。先ほど申しましたように、市の6割補助、地域振興補助金のほうを使って換えようということで、広瀬地区自治公民館のほうから市の4年度事業として申請があったものです。それが、たまたまその時期が追加募集の時期と重なったものですから、そちらのコミュニティ助成事業のほうの申請にも併せて出させていただいたということでございまして、地域のほうとしては、市の事業を使って新しいものに取り替えようと考えられていたという、たまたまタイミングが良かったというようなことでございます。

○委員（前川原正人君）

こういう事業を活用をして備品の整備を図っていくというような、あり得る話なんですよね。ただ、今まであるやつが、例えばですけど、先ほど課長おっしゃるように地域の6割補助を使いますよね。これも耐用年数というのはやはりある話ですよ。だから、やみくもに補助事業があるから、はい、導入しましょうと。それはもう大いに結構ですけど、小さいことを言うと、今度は何ていうんですか、備品のいわゆるその償却期間が来ない間に新しく買ってそれを破棄するなんてなると、また新しく買ってもいいけど、破棄するとなるとまた問題が出てくのではないかと。だからそういうのはクリアはされているという前提での今回の購入という理解でいいんですか。

○清掃センター整備対策監兼市民活動推進課長（有満孝二君）

現在の広瀬地区のいす、机の状況を、こと細かく確認はしていないところなんですけど、いすについても昔のスチールのいすで、重いいすの状況があったり、机についても表面が傷が付いたりしているような状況があったということでお聞きしております。そのようなことから、地域のほうとしては買換えようというような判断になったのであろうと我々のほうでは理解しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

分かりました。そこをとやかくどうこう言うつもりはないです。そこはもう住民自治ですので、その公民館が判断すればいいことですので、それ以上は申しません。もう一つはですね、口述書の3ページ、先ほど楠元課長のほうからありましたとおり、今度、債務負担行為で令和4年から5年間の指定管理料を債務負担行為として追加をしますよということなんですけれど、もうこれは同じ業者がずっとやっているという前提での話で理解していいんですね。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

この指定管理者制度でございます。同一の業者が、そのまま続けるからということで5年間設定しているというものでございませぬ。あくまでも霧島市では指定管理者制度は5年間ということで行っているというものでございます。

○委員（前川原正人君）

後ほどですね、この指定管理者等の協定書を資料として委員長、請求してほしいんですけど。

○委員長（川窪幸治君）

執行部は大丈夫ですか。提出出来ますか。いいですか。

○環境衛生課衛生施設グループ主査（塩満慶太君）

今回の指定管理議案について、まだ協定書等は締結していない状態でございます。議案等議決いただいた後ですね、来年2月ぐらいをめどに基本協定書を締結するという形になります。

○委員長（川窪幸治君）

そのあと可能ですか。

○環境衛生課長（楠元 聡君）

予算の議決がありまして、そのあと協定を結んだ後であれば、資料請求していただければ出せると思います。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで市民環境部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時09分」

「再開 午前10時11分」

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、農林水産部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（八幡洋一君）

議案第115号、令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）の農林水産部総括について、御説明いたします。今回の補正予算は、(款)6農林水産業費の(項)2林業費において、(目)5森林整備事業費で、845万9,000円を増額補正しようとするものです。また、債務負担行為補正につきましては、令和4年度から指定管理予定である霧島緑の村指定管理業務について、債務負担行為の追加を行おうとするものでございます。以上、概要でございますが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしく御審査くださいますようお願いいたします。

○林務水産課長（市来秀一君）

令和3年度農林水産部林務水産課の一般会計補正予算（第15号）について、御説明いたします。令和3年度霧島市一般会計補正予算（第14号）説明資料の5ページをお開きください。(目)森林整備事業費の市有林維持管理事業の補正額845万9,000円は、市有林間伐及び皆伐に伴う市場向け搬出材積の増加が見込まれることから、手数料411万5,000円、使用料及び賃借料434万4,000円を計上しております。財源は、立木売払収入845万9,000円です。次に、繰越明許費について、ご説明いたします。令和3年度霧島市一般会計補正予算（第14号）説明資料の1ページをお開きください。(目)林業総務費の飲雑用水施設管理事業5,772万9,000円は、牧之原地区簡易水道区域拡張工事の委託料2,712万9,000円、工事請負費3,060万円であり、委託料につきましては、現在実施している委託業務の内容が確定していないため、また、工事請負費につきましては、委託業務の成果を受け今後発注するため、本工事に必要な標準工期の確保ができない事から繰り越すものです。以上で、林務水産課に関する補正予算の説明を終わります。

○耕地課長（塩屋一成君）

次に、耕地課の繰越明許費について、御説明いたします。引き続き、一般会計補正予算（第14号）説明資料の1ページをご覧ください。（目）農地農業用施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業は、補助金交付申請等の事務手続きに時間を要することから、工事に必要な標準工期の確保ができないため、溝辺地区7か所、牧園地区4か所、霧島地区1か所、福山地区2か所の災害復旧に係る工事請負費2,720万円を追加して繰り越すことにより、繰越明許費を1億390万円に変更するものであります。以上で、耕地課に関する補正予算の説明を終わります。

○霧島副総合支所長兼市民生活課長（仮屋園修君）

次に、債務負担行為補正について、御説明申し上げます。令和3年度霧島市一般会計補正予算（第14号）の5ページをお開きください。霧島緑の村指定管理者業務に係る債務負担行為につきましては、今回の議会に御提案いたしております令和4年度からの霧島緑の村の指定管理料の追加を行おうとするものでございます。霧島緑の村指定管理業務の指定期間は令和4年度から令和8年度までの5年間で、限度額につきましては、設備の法定点検料の改定や経済情勢の変化等により、指定管理料が変動する可能性があることから、これまでと同様、指定管理者との協定で定める管理費用と致したところでございます。以上で、霧島総合支所市民生活課に関する補正予算の説明を終わります。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（久木田大和君）

森林整備事業費の増加についてなんですけれども、市のほうで計画的に間伐であったり、伐採を行っているところかとは思いますが、費用が増加したところの何か理由などがあれば教えてください。

○林務水産課長（市来秀一君）

本年度計画しております。間伐や皆伐再造林事業につきまして、事前調査を行いまして、その結果、一つは木材の搬出量が増加する見込みであること。あともう一つは、過去の実績で、良質材と低質材の割合なんですけど、良質材を7割で見込んでいたんですが、今回、調査結果の中では9割程度になるということで、その分、販売価格が増加します。ただ、その販売価格が増加することで、市場に出すときの経費であったり、運搬車の経費等は増えるものですから、歳出予算としては増加するというので、今回補正に計上しております。

○委員（前川原正人君）

市有林の面積がどの程度、今回の予算の対象面積がどれぐらいになるのか。

○林務水産課長（市来秀一君）

今年度の計画では、36.32haを計画しております。

○委員（前川原正人君）

全体面積はどれだけですか。それに対して36.32㎡と。そのエリアだけでもいいですよ。

○林務水産課長（市来秀一君）

現在、市が保有しております市有林の総面積は、2,699haになります。

○委員（前川原正人君）

これまで言われてきたのはウッドショック。これが社会問題化してきた背景があるわけですが、人件費は上がる。資材、それから燃料、様々な経費等が上がっていくわけですが、その辺について加味されているということで理解していいですか。

○林務水産課長補佐（奥 芳生君）

今御質問のあったことについてですけれども、設計の中で、そういった燃料費とか、そういうのは最新の情報を使って設計をしておりますので経費としては見ております。

○委員（前川原正人君）

それともう一つは、林務水産課の部分でございまして、飲雑用水の施設管理事業で5,772万9,000

円と。これは牧之原地区簡易水道地域拡張工事の委託料ということですからけれども、本来であれば、当初予算で組むべき性格の予算ではないのかなという気もするんですね。変更をすれば、当然その部分の経費というのは必要になってくると思うんですけど、まだ委託料が確定をしていないということでしたけれども、これに至った背景はどのようなものだったのか、御説明いただけますか。

○林務水産課主幹（谷口誠一君）

現在実施しております委託業務は、国分上之段朴木地区の水道の給水区域拡張のための送水管の設計業務と新たに新設する配水池の設計業務であります。そのうち、送水管の設計業務は、今回は朴木地区の国道10号の設計協議が必要で、現在その協議中であり、今後、協議の中で、新たな調査や設計が発生した場合、その契約内容やそれに伴う契約工期内に業務が完成しないことが、見込まれるため、繰越しの申請をするものであります。

○委員（前川原正人君）

年度内に執行ができない。若しくは今後、長期にわたるであろうということに理解をするわけですが、問題は、これが繰越明許費で送ったときにやはり地域の人たちというのは飲雑用水ですので、どちらでも使えるわけですね。飲雑用水の場合は、だから、ある意味、市民の不安という点でいけば、いつぐらいをめどに全てが完了というか、どのような計画を持っていられるんですか。

○林務水産課主幹（谷口誠一君）

この牧之原地区の給水拡張工事は、令和2年度、昨年度から令和6年度の完成で考えているところであります。

○委員（前川原正人君）

計画はあるわけですよ。だからそれはどうしても、なかなか難航するであろうと。事業が終わらないであろうということ、その背景というか、なぜそういうふうになったのかということを知りたいわけですよ。様々な理由がありますよ。地形的な問題であったり、財政的な問題であったり、業者の問題であったり、いろんな条件があって、それを全てクリアして初めてゴーなんですけれども、それができなかったという部分があるわけですよ。そこはどうなんですかということをお聞きしています。

○林務水産課主幹（谷口誠一君）

先ほども申し上げましたが、現在協議中の国道10号の国道協議がまだ整っていないということが一番大きな背景、理由になると考えております。

○委員（前川原正人君）

完璧に100%執行していく。完成をしていくというのが目標だと思いますけれど、やはり協議が整わない大きな理由があるわけじゃないですか。ただ整わないよ。だからできないんですよ。だから繰越明許費で送るんですよというのは理由にはなるかもしれないけれど、知りたいのは、なぜそういうふうには協議は整わないのかということを知りたいわけですよ。例えば工法的な問題であったりとか、形状的な問題であったりとか、様々あると思うんですよ。中まで詳細にお聞きはしませんけど、概要だけでも説明できないんですかということです。

○林務水産課主幹（谷口誠一君）

今言われましたように、工法的な問題というのが一番大きいところであります。国道10号の横断箇所を何箇所にするのかということ。それから横断した後の配管を市の土地、市道なり、いろんな、市有地があると思うんですけど、そこで計画するのか、若しくは国道10号の歩道を利用するのか。そうした場合に全ての埋設管とか、いろんな調査が新たに発生するというようになっております。そういうのが一番大きな理由になっております。

○委員（平原志保君）

総合支所のほうにお伺いします。今回、霧島緑の村の指定管理業者が変わることになるわけですが、選定したときに収支計画書を出されてると思うんですが、どれくらいの利益を得られる

というふうに計算されているのか分かっていれば教えてください。

○農林水産部長（八幡洋一君）

今回、エース美研というところが候補者ということになっておりますけれども、令和4年度の収入で、指定管理料それから使用料の収入で586万7,000円を見込んでおります。自主事業による収入を440万円、合わせまして1,026万7,000円という収入になります。支出のほうが、管理運営費586万7,000円。自主事業費における経費が430万円。合わせまして1,016万7,000円というような収支になっております。

○委員（鈴木てるみ君）

森林整備事業費についてお尋ねします。経費はこれだけ掛かるということが示されているんですが、売上げは一体どれぐらいあるのかお尋ねします。

○林務水産課長（市来秀一君）

今回の補正の中での試算でございますが、収入といたしまして6,469万円程度を見込んでおります。

○委員（久木田大和君）

農地農業用施設災害復旧費の中身について、この事業費の中で災害が起こった所の復旧という形になるかと思うんですけれども、申請の事務手続に時間が掛かって、今回上がってきたというところなんですけど、災害はいつごろの災害であったのかということと、あと工事の中身によっては時間が掛かったりあるいは早く済んだりする所もあると思うんですけど、いつごろまでの完成、修繕が終わるものなのかを教えてください。

○耕地課長（塩屋一成君）

災害の時期につきましては7月、8月の災害であります。それと補助で事業を行いますので、熊本の農政局の査定がございまして、その査定が11月の中旬にございました。そのあと、修正した設計書を持ちまして、県の確認検査を受けますので、それで、昨日入札が終わったところでしたので、業者が決まっております。それでいきますと、今の段階では3月25日に工期末を設定しているんですけれども、標準工期に達しませんので、標準工期でいきますと、6月28日を予定しております。ただ、田の時期がもうちょっと早く来ますので、田の時期には間に合うように工事は進めてまいりたいと考えております。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで農林水産部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時32分」

「再開 午前10時42分」

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、商工観光部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（谷口隆幸君）

議案第115号、令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）のうち、商工観光部所管の補正予算につきまして説明します。今回の補正予算については、商工振興課所管の豪雨により被災した溝辺地区の久留味川工業団地沈砂池等の災害復旧に要する経費及び商工観光施設課所管の関平鉦泉所について、同鉦泉水の売上げ増に伴い、資材費や燃料費等の経費の増額補正等を行おうとするものです。同じく商工観光施設課所管の債務負担行為の補正については、和気公園交通誘導警備業務と今回の議会に提案しています霧島市観光案内所及び霧島市丸岡会館等の指定管理者の指定に伴い、債務負担行為の追加として補正計上しようとするものです。なお、霧島市丸岡会館等の指定管理業務に係る債務負担行為の補正については、建設部において説明します。その他の詳細については、担当課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○商工振興課特任課長（住吉謙治君）

商工振興課関係について、説明します。歳入につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第15号）に関する説明書の7・8ページになります。歳出につきましては、令和3年度一般会計補正予算（第15号）に関する説明書の9・10ページ及び39・40ページ、令和3年度一般会計補正予算等説明資料の1ページ及び6ページになります。令和3年度一般会計補正予算等説明資料で説明します。6ページをご覧ください。（目）公共施設災害復旧費の補正額3,100万円は、現年公共施設災害復旧事業で、溝辺町三縄地内の久留味川工業団地第3号沈砂池の排水路等が豪雨により被災したため、その復旧に係る委託料100万円と工事請負費3,000万円を計上しようとするものです。なお、実施設計後の発注となるため、標準工期が確保できないことから、工事請負費の全額を繰越しようとするものです。以上で、商工振興課に関する補正予算の説明を終わります。

○商工観光施設課長（秋窪達郎君）

商工観光施設課関係について説明します。まず、関平鉱泉所関係の歳入について説明します。令和3年度一般会計補正予算（第15号）に関する説明書の11～12ページになります。（款）使用料及び手数料（項）使用料（目）総務使用料（節）関平温泉使用料は決算見込みにより7,738万7,000円の増額です。次に21～22ページ、（款）繰越金（項）繰越金（目）繰越金（節）繰越金については、補正額1億3,431万9,000円のうち2,827万6,000円が関平鉱泉販売・管理運営事業の令和2年度決算剰余金です。次に23～24ページ、（款）諸収入（項）雑入（目）雑入（節）雑入については、補正額2,348万9,000円のうち、2,128万9,000円が関平鉱泉水販売送料の決算見込みによる増額分です。続きまして、歳出について、説明します。令和3年度一般会計補正予算（第15号）に関する説明書の27～28ページ、令和3年度霧島市一般会計補正予算等説明資料の3ページになります。令和3年度霧島市一般会計補正予算等説明資料で説明します。3ページをご覧ください。関平温泉施設費の関平鉱泉販売・管理運営事業の消耗品費1,270万4,000円、燃料費145万2,000円、光熱水費174万9,000円、通信運搬費2,661万2,000円、手数料281万9,000円、委託料34万2,000円は、それぞれ決算見込みによる増額分です。備品購入費△192万9,000円については、3tトラック購入の入札執行残による減額分です。積立金については、決算見込みにより8,320万3,000円増額し、関平鉱泉施設整備基金に積立てるものです。以上で、関平鉱泉所関係の説明を終わります。次に、霧島市観光案内所指定管理業務の補正予算になります。令和3年度一般会計補正予算（第15号）の5ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正、1追加の霧島市観光案内所指定管理業務については、今回の議会に提案しています令和4年度からの指定管理予定施設のうち、指定管理料が発生する施設区分ごとの指定管理料について、債務負担行為の追加として補正計上しようとするものです。霧島市観光案内所指定管理業務の指定期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間で、限度額については、設備の法定点検料の改定や経済情勢の変化等により、指定管理料が変動する可能性があることから、これまでと同様、指定管理者との協定で定める管理費用としたところです。次に、和気公園交通誘導警備業務の補正予算になります。同じく、5ページです。第3表、債務負担行為補正、1追加の和気公園交通誘導警備業務については、同公園において、例年4月中旬から5月初旬頃にかけて開花する藤の観賞に訪れる来園者等の交通誘導警備業務を令和3年度内に契約を締結するために債務負担行為の追加として、287万1,000円を限度額として補正計上しようとするものです。以上で、商工観光施設課の説明を終わります。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（久木田大和君）

和気公園交通誘導警備業務のところで、年度というか、実施時期としては4月中旬から5月頃のやつなんですけど、期間の年度でいうと、令和3年度と令和4年度ということで、年度のところがどういう扱いになってるのかなというところをちょっと教えていただきたい。令和3年度に関しては、時期としては終わっているような形になるかと思うんですけど、そのあたりの扱いをどうや

っているのか教えていただきたいと思います。

○商工観光施設課長（秋窪達郎君）

債務負担につきましては、おっしゃるとおり、令和4年度の実施する業務になりますけれども、令和4年度になってからの契約となりますと、警備会社のほうで警備員の確保がなかなか困難という事情がございまして、契約を令和3年度のうち、3月の早いうちから2月の末から3月の上旬頃に契約だけはしておいて、実際の業務は令和4年度にさせていただこうというための債務負担行為になります。

○委員（池田綱雄君）

久留味川団地の災害復旧についてお尋ねいたします。災害の写真を見る限り、今後、大雨が降ればもっと災害が大きくなるように感じるわけですが、さっきの説明では実施設計後の発注となるため、標準工期が確保できないというような説明でしたけど、仮復旧というのは考えていないんですか。

○商工振興課特任課長（住吉謙治君）

久留味川工業団地の位置図の中で、この沈砂池というのが3か所御覧いただいていると思うんですけども、この南側の第3号沈砂池の横の排水口の所が被災ということになっているんですけども、今おっしゃられた件ですけれども、現在、この応急修繕と復旧工事の前段の環境整備と致しまして竹林等の伐採とそれから土のうを設置しております、当面の排水経路の維持を図っているというところでございます。

○委員（池田綱雄君）

写真を見る限り、このまま放置すれば、また大雨でも降れば災害の規模が大きくなって、3,100万円では済まないのではないかなと思うものですから、仮の復旧が必要ではないかなというふうに思ったところでございます。それについてはどう思いますか。

○商工振興課特任課長（住吉謙治君）

今、そういうふうにならないように土のうの設置とかしながら、やっているというところでございます。

○委員（前川原正人君）

関平鉱泉関係のところ、今回、積立金として8,320万3,000円ということですが、これを積んだ後の総額でどれぐらいに基金になるのかお示しいただけますか。

○商工観光施設課関平温泉・関平鉱泉所長（徳永健治君）

積立金につきましては、前年度末で1億1,483万3,028円となっています。今回の分を追加いたしまして、予定としましては2億1,177万5,028円になる予定でございます。

○委員（前川原正人君）

この中の説明事業目的で関平鉱泉水の販売増加に伴いということ、これは通常よりもやはり伸びてきたという理解でよろしいですか。

○商工観光施設課関平温泉・関平鉱泉所長（徳永健治君）

おっしゃるとおりでございます。昨年もおかげで6年前の水準ぐらいまで戻ったんですが、今年度は更に上回る体制で、おかげで発注が増えていますので、予想としましては8年ぶりに今年度は3億円のベースに戻るのではないかとということで期待しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

実際、水ブームと言ったら語弊があるんですけど、行政で水商売をやっているのは霧島市ぐらいのものなんですよ。実際いろんな議論があります。前の前田市長のときには、やはり3億円以上を目指すと。それなりの努力もされていらっしゃるし、行政関係の人たちも相当販路拡大をしたりとか、販売のための様々な手だてをされていると思うんですけど、市の目標額、大体年間どれぐらいをやはり目標を持って、そして、それに近づけていくための努力をされていると思うんですが、その辺についてどのような議論であったり、目標金額をどの程度に持っていらっしゃるの

かですね。ただやみくもに、はい売りましょう、はい買って買ってではないと思うんですね。だからそういうのが数字的に示すことができればお示しいただければと思います。

○商工観光施設課関平温泉・関平鉱泉所長（徳永健治君）

目標なんですけど、全体的なその商品の売上げとしては、関平鉱泉自体の湯量の関係もございすけど、一番売れたときに6億円ということもありましたが、そのときは温泉も止めている状況でありましたので、大体3億5,000万円ぐらいの目標には持っていきたいというところで思っております。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで商工観光部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時01分」

「再開 午前11時03分」

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、建設部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第115号、令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）の建設部関係について御説明申し上げます。今回の補正予算は、(款)土木費(項)河川費及び都市計画費と(款)災害復旧費(項)公共土木施設災害復旧費において合計5億892万2,000円の繰越明許費と丸岡公園等の施設の指定管理業務及び新町線街路整備事業に係る債務負担行為を設定しようとするものです。以上で、建設部関係の総括説明を終わりますが、詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審査くださいますようお願い申し上げます。

○土木課長（西元 剛君）

(款)8土木費(項)3河川費(目)1河川管理費、河川管理事業の1,830万円は県単急傾斜地崩壊対策事業で、溝辺町論地地区の委託料と隼人町瀬戸口地区の工事請負費であり、県補助金の追加内示が11月末であったことや仮設道路の検討及び土地所有者との協議に不測の日数を要したことから、標準工期の確保や年度内の完成が難しいため、繰越しようとするものです。(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)1土木施設災害復旧費、河川施設災害復旧事業の1,863万4,000円は隼人町西小田川など3地区の工事請負費で、7月豪雨に伴う災害査定(国への申請)が9月末であったことから、標準工期の確保が難しいため、繰越しようとするものです。

○区画整理課長（岩元龍己君）

(款)8土木費(項)5都市計画費(目)2土地区画整理費、土地区画整理事業の1億352万6,000円は、浜之市土地区画整理事業2,137万4,000円と隼人駅東土地区画整理事業8,215万2,000円の工事請負費で、地権者との交渉及び関係機関との協議に不測の日数を要したことにより、標準工期の確保が難しいため繰越を行うものです。

○都市計画課長（三島由起博君）

(款)8土木費(項)5都市計画費(目)3街路事業費、街路事業費の3億6,846万2,000円は、国分中央地区整備の犬追馬場線、市道西町線、川跡地区道路に係る工事請負費及び隼人駅周辺地区整備の隼人駅東西自由通路に係る委託料等と都市計画道路日当山線に係る工事請負費であります。犬追馬場線等については、地権者との用地交渉等に不測の日数を要し、隼人駅東西自由通路についてはJR九州に委託している実施設計に、日当山線については地権者との用地交渉に、それぞれ不測の日数を要したことにより、工事の標準工期の確保が困難となったことから、繰越しようとするものです。

○建設施設管理課長（園畑精一君）

指定管理業務に係る債務負担行為について御説明いたします。今回の議会に提案しております令

和4年度からの指定管理予定施設のうち、指定管理料が発生する施設区分ごとの指定管理料について、追加を行おうとするものです。霧島市横川農業交流センター、霧島市森林活用環境施設、霧島市丸岡会館、霧島市横川体験農園、丸岡公園の指定管理業務の指定期間は令和4年度から令和8年度までの5年間で、限度額につきましては、設備の法定点検料の改定や経済情勢の変化等により、指定管理料が変動する可能性があることから、これまでと同様、指定管理者との協定で定める管理費用としたところでございます。

○都市計画課長（三島由起博君）

新町線街路整備事業に係る債務負担行為について御説明いたします。現在、工事を進めている新町線について、街路整備費の債務負担行為補正を行おうとするものです。期間は、令和3年度から令和4年度の2か年で、限度額については早期完成に向けた事業工程を勘案し、工事の早期発注予定額1,000万円としたところでございます。なお、特定財源は、国庫補助金として社会資本整備総合交付金550万円と地方債として合併特例債420万円を充当しております。以上で、建設部の説明を終わります。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

○委員（池田綱雄君）

土木課と都市計画課にお尋ねしますが、どちらも所有者との協議に不測の日数を要したと、こうあるんですが、交渉の相手はそれぞれ何名ずつだったのか。

○土木課長（西元 剛君）

土木課につきましては県単急傾斜地の工事の中で同意は頂いて、工事を進めているんですけども、いざ現場に入ったときに、仮設道路等の整備をするときに境界などの確定とか、その辺に時間を要したということでございます。

○都市計画課長（三島由起博君）

交渉に当たりましては、複数の方が交渉相手としてございまして、犬追馬場線につきましては、2名の方について交渉を行っていたところでございます。

○委員（池田綱雄君）

最初からそういう交渉は必要だったんですか。分かっていたのですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

以前より交渉を行ってございましたけども、現在、1名の方は県外在住の方でありまして、コロナ禍でなかなかこちらのほうに帰ってこれない状況もございましたので、メールであったり、電話であったり、交渉を続けてまいりました。ただやはり、現場の立会いに応じた工事の内容であったり、直接お会いして説明することがなかなか難しい状況もございましたので、期間を要しているところもございます。

○委員（池田綱雄君）

いつも今頃になれば、そういう用地交渉が難航してというような理由で繰越しが多いんですよね。私が思うに、そういう交渉がある分については前もって交渉を済まして、予算化するというふうにしたらどうかと思うんですが、部長、これは要望です。できませんか。

○建設部長（猿渡千弘君）

確かに用地を先行取得して工事に入れば、工事もスムーズに入ると思うんですけども、今の国とか、いろいろ予算要求する中で、やはり少しでも予算を確保するために、用地費だけではなく、工事費等も要求させてもらっております。その中で、用地がいったそのあと工事をかけるというような形で、できるだけ国のお金を活用したいという思いもありまして、そういった形で今進めているところでございます。

○委員（前川原正人君）

都市計画課長にお聴きをしておきたいと思います。新町線の街路整備事業の債務負担行為ですけど、実際1,000万円と工事の早期発注を予定していたということなんでしょうけれど、これはあく

までも債務負担行為として国の事業採択をしたいということのみが優先された結果がこういうふうになったという理解でよろしいですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

新町線の整備につきましては、早期完成を図るために、単独費等も充当しまして整備を進めているところでございます。以前も、山崎線について債務負担行為を使いまして、前倒しで交付金事業を活用できるような形で、そういう設定をさせていただいた経緯もございまして、今回も債務負担行為を活用することで、令和4年度の交付金事業の予算を前倒しで充てるのが可能になりますので、そういった有効な事業を活用しながら、単独費等の圧縮も含めて、工事の平準化や単独費の縮減も含めた形での今回、債務負担行為ということでございます。

○委員（前川原正人君）

そうしますと要は、この新町線というのはもう長年の懸案事項だったわけですよね。山崎線もそうでしたけれど。ただ、市民の感覚というのはいつになったらできるんだと。まだやるのかというのは一つあるわけですね。ですから完全にもうこれでもう。あと、あそこを触ったらまたほかの所もいろいろ出てくるとは思うんですけど、今のこの部分の議論でいくと、もうこれでこの事業が終わるという最終年度というのはいつを予定をしていらっしゃるんですか。

○都市計画課長（三島由起博君）

現在、改良工事のほうを鋭意進めております。今のところ、令和3年度中の完成を目指して整備を進めておりまして、できるだけそういった形で早期完成に努めていきたいと考えております。しかしながら、現在、県道国分霧島線を挟みまして交通量の多い路線でもありますので、その通行を規制せずに施工するということがなかなか難しい状況があります。ですので今、車両を極力通しながらの工事施工を行っている関係上、やはり時間を要しているところが実情でございます。ですので、受注者や警察等の関係機関とも協議をしながら、早期完成が図れるように努めてまいりたいと考えております。

○建設部長（猿渡千弘君）

今回、繰越明許費で計上させてもらったんですけども、少し工事発注について説明させていただきたいと思います。我々が工事を発注する上で、年間の発注見通しを立てます。それで、それを公表するような形になっております。そのときに四半期に分けて、第1四半期にどのくらい発注するかという形で公表しているわけなんですけれども、建設業界におきまして、働き方改革の中で、国のほうが、今、非常に工期が十分とれてない工事が多いということで、法の改正が2020年10月に行われました。それで十分な工期をとるようということになりました。というのが、やはり工期が短いと休みがとれないということで、担い手が不足している。若い人が入ってこないという現状でございます。これを何とかしないと建設業界が厳しい状態になるとか、やはり地域にとっては災害等もあって、やはり建設業界がないといけない中で、先行きが非常に不安な状況だということで、そういった国の動きもありました。それで、改正前は用地等が終わって、工事発注しました。その中で例えば12月、1月に発注して、3月までの中で取りあえずやってもらうと。そうすると非常に厳しい工程の中でやってもらいます。その中でどうしても間に合わないときに、3月補正で今まで繰越しをしてきました。そういう形で進めてきたんですけども、やはり建設業界のほうも、入札のときに工期が短いとなかなか入札をとってくれない状況も出てきました。そうすると、工期を長くとらないと我々は発注もできないという状況でございます。その中で今、発注見通しの中で第3四半期、いわゆる10月ぐらいまでに発注をしたいという形で計画を立てます。第4四半期には、発注しないというような形でしてまわすけれども、今言ったように、用地交渉を絡む場合にはどうしても遅くなります。例えば2,500万円ぐらいの工事になりますと、約6か月ぐらいとなると、もう10月ぐらいになると、そこで発注しないと年度内完成という非常に難しい状況でございます。その中で建設部におきましては発注率は88%ぐらいなっています。ただいま言ったように、用地が絡む部分で発注ができていない部分を、今までも3月に上げたのを12月に上げさせてもらいまして、その

中で、工期を十分とった中で入札をとってもらおうと。そして、余裕のある工事をしてもらおうということは、品質もよくなるということもございますので、そういった形で動きをしておりますので、本来ならば年度内完成というのが一番の目標なんですけれども、やはりこういった動きの中で工事を発注する上では、どうしても繰越しも今後していけないといけないのかなということもございますので、こういう形に今後なってくると思います。災害が起こった場合には、そのとき補正を組みまして、もうその時点で繰越しをしております。ですので通常の業務もそこを見ながら、場合によっては9月とかという場合もあるかもしれませんが、我々としては、引き続き年度内完成目指しながら、繰越しも活用しながらやっていきたいと思っておりますので、そこら辺は御理解いただければというふうに思います。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、建設部の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時20分」

「再開 午前11時21分」

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、教育部の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○教育部長（池田宏幸君）

議案第115号、令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）のうち、教育部関係について御説明します。令和3年度一般会計補正予算書（第15号）の3ページをお開きください。今回の補正予算は、(款)10教育費のうち(項)2小学校費を6,700万円増額、(項)3中学校費を6,300万円増額し、総額1億3,000万円を追加計上しようとするものです。併せて、4ページで繰越明許費を、5ページで債務負担行為を追加しています。詳細につきましては関係課長が説明いたしますので、よろしく審査くださいますようお願いいたします。

○教育総務課長（西敬一朗君）

教育総務課に関する令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）について御説明します。一般会計補正予算（第15号）に関する説明書の35～38ページ、一般会計補正予算（第14号）説明資料の5～6ページをお開きください。(款)10教育費、(項)2小学校費、(目)3学校施設整備費の小学校学校施設整備事業を6,700万円、(項)3中学校費、(目)3学校施設整備費の中学校学校施設整備事業を6,300万円それぞれ増額しています。これは、溝辺小学校及び溝辺中学校の老朽化した空調設備を改修し、教育環境の改善を図るものです。いずれも財源として、学校施設環境改善交付金及び合併特例債を充当しています。最後に、一般会計補正予算（第15号）の4ページをお開きください。小・中学校とも年度内の完成が見込めないため、繰越明許費を設定しています。以上で、説明を終わります。

○学校給食課長（堀ノ内敬久君）

学校給食課に関する令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）について、御説明します。令和3年度一般会計補正予算（第15号）の5ページをお開きください。第3表、債務負担行為補正に国分地区南部学校給食センター給食調理業務委託を追加しています。債務負担行為の期間は、令和3年度から令和9年度まで、限度額が2億6,330万円です。内容は、国分地区南部学校給食センターの給食調理業務を委託するものです。債務負担行為は、会計年度独立の例外として、複数年度に対して予め後年度の債務を約束することを予算で決めておくものですが、一方で、債務負担行為に基づく契約は、債務負担行為を設定した年度内に契約しなければならないとされています。今回の業務委託は、令和4年8月から5年間の調理業務について行うもので、契約は来年度になります。しかしながら、本年度中にプロポーザルの準備等を行うためには、予算の裏付けが必要になりますので、今回、本年度の執行額は0円として債務負担行為を設定し、あらためて来年度の当初予算で債

務負担行為を設定することになります。以上で、説明を終わります。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の5ページと4ページにわたる部分ですが、溝辺小学校空調設備改修事業と溝辺中学校空調設備改修工事と。これも6,700万円。一方の中学校は6,300万円ということなんです。これは旧溝辺町の場合は、いわゆるその航空機による障害の事業を使えというのが前提があったわけですけど、この学校施設環境改善交付金、これを財源として、そして合併特例債も財源としているということなんですけれども、これは航空機燃料譲与税とはまた全く違う性格のものなんですか。

○教育総務課長（西敬一郎君）

先ほど説明しました学校施設環境改善交付金は国の補助金であります。

○委員（前川原正人君）

逆から言うと、ここ以外の学校施設の空調設備については、国の施策によって、国策で全て冷暖房完備したわけですね。だから、この溝辺地区に限って、老朽化が進んでいけば改善しないといかんわけですけど、なぜ、悪くなって、ちょっとうまく説明できませんけど、なぜ今なのかと。本当であったら、全国的にやった国の政策での財源をもとにした施策でできたのではないかという疑問が残るわけです。その辺についてどうだったのかお知らせいただけますか。

○教育総務課長（西敬一郎君）

令和元年度に溝辺地区以外の小中学校については空調機器の設置をいたしました。このときの国の補助金につきましては、新設に限るものでありまして、更新はそのときは対象になっておりませんでした。ただし、このときの補助金の補助率も、先ほどお話ししました学校施設環境改善交付金と同じ補助率でありまして、繰り返しになりますが、前回の整備のタイミングでは国の補助事業の対象とならなかったこと。そして空調、冷房の機能はまだその時期では使えたということで、溝辺地区の小中学校については今回以降整備をするということです。

○委員（前川原正人君）

何が言いたいかというのですね、溝辺地区はさっきも申しましたとおり、航空機燃料譲与税を使えるわけですよ。それは騒音があるよということで。だからここだけは特化して、以前からある譲与税の財源を利用して活用できたわけですけど、今回はそういうことの議論はなかったんですか。

○教育部長（池田宏幸君）

航空機燃料譲与税につきましては、御承知のとおりその目的が定められていまして、まずそれを最大限、本市として有効に活用するためには、他の国庫補助事業が受けられるものについては、そちらを優先をしたほうが、航空機燃料譲与税がそもそも持っている目的の事業が多く実施をできるというようなことになりますので、当然ながら航空機燃料譲与税以外の財源を活用してできる事業については、そちらのほうを全体として優先をしたほうが霧島市として有利になるということでございます。

○委員（前川原正人君）

それともう一つは、この補助率を見たときに、補助率というか財源の内訳を見て、国庫補助と市債が合併特例債を使うわけですけど、この割合を見たときに、大体七、三ぐらいなんですね。70%と3割。学校施設環境改善交付金のほうは大体3割ぐらいになっているわけですけど、これはもう定額として、もうこれでいじれなかった。それはもう国が示した交付金事業ですので、補助率を上げることはできないんですけども、この合併特例債をなぜ使わなければならなかったのか。まだほかにも率のいい補助金、若しくは交付金事業はなかったのか。その辺についての議論はどうだったのかお示しいただけますか。

○教育総務課長（西敬一郎君）

学校施設の空調機器の設置に対して利用できる国の補助事業は、先ほどから説明しているこの事

業のみになります。この補助事業については、国の定める対象工事の3分の1という定率で、今回の事業の対象分についてはその定率で充当するということになります。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、これで、教育部の質疑を終わります。以上で、議案第115号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午前11時33分」

「再開 午前11時35分」

△ 議案第116号 令和3年度霧島市病院事業会計補正予算（第1号）について

○委員長（川窪幸治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第116号、令和3年度霧島市病院事業会計補正予算（第1号）についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（林 康治君）

議案第116号、令和3年度霧島市病院事業会計補正予算（第1号）について、その概要を説明します。本案は、新型コロナウイルス感染症の補助金を受け入れ、感染症外来等の医療機器を購入するとともに、令和4年1月から医師の常勤が決定した耳鼻咽喉科の医療機器を購入し、その費用についての予算を補正しようとするものです。この補正により、霧島市立医師会医療センターの関係各科における患者の受け入れ体制を整えようとするものであります。また、自動精算機の更新や後払いシステム等の導入については、患者の待合時間の短縮および職員の事務軽減を早期に実現しようとするものであり、導入費用等についての予算を補正するものであります。詳細については、健康増進課長が説明しますので、よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○健康増進課長（小松弘明君）

議案第116号、令和3年度霧島市病院事業会計補正予算（第1号）について説明します。病院事業会計補正予算（第1号）は1ページ、病院事業会計補正予算（第1号）に関する説明書は2ページです。ただいま、部長から説明がありましたとおり、今回の補正予算は、耳鼻咽喉科の医師が令和4年1月に常勤となることから、それに伴う手術用器具や診療に必要な医療機器を購入し、開設の準備を行おうとするものです。また、国庫補助事業である「新型コロナウイルス感染症重点医療機関等施設整備事業、新型インフルエンザ等患者入院医療機関設備整備事業」を活用し、新型コロナウイルスを始めとする感染症から、患者や医療スタッフの感染リスクを低減するため、感染症外来等で優先的に使用する超音波診断装置や人工呼吸器等の医療機器を購入する経費を追加計上するものです。内容としましては、資本的収入の補助金を7,852万9,000円追加いたします。これにより、補助金の総額は7,853万円となり、資本的収入の総額は7億8,283万円となります。次に、資本的支出の建設改良費を1億3,987万3,000円追加いたします。これにより、建設改良費の総額は10億3,401万3,000円となり、資本的支出の総額は12億1,207万4,000円となります。資本的収支をそれぞれ追加計上したことにより、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億2,924万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金9,089万6,000円、当年度分損益勘定留保資金3億3,689万6,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額145万2,000円で補てんすることになります。補正予算書の3ページ以降は、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表になりますので、御確認をお願いします。以上で、令和3年度霧島市病院事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしく御審査賜りますようお願いいたします。

○委員長（川窪幸治君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（前川原正人君）

二、三お聞きをしておきたいと思います。まず、耳鼻咽喉科の医師を来月1月から配置をすることなんですけれども、医師を派遣をしていただく、常勤をしていただくそれなりの努力もあったと思うんですけれども、どこからの医師を予定をされていらっしゃるんですか。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

現在、医療センターには専門外来として、毎週木曜日に非常勤の医師が来ていただいて診療を行ってございました。これが令和4年1月から鹿児島大学からの派遣によりまして、常勤医1名になるんですけれども、1名体制による耳鼻科の開設ということでございます。

○委員（前川原正人君）

常勤だと、もしの方が体調不良であったりとか、医者は病気にならないという保証はないわけですよね。交代できる要員の確保というのも想定されていらっしゃるんですか。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

耳鼻科につきましては、そんなにたくさん医師がいらっしゃる科ではございませんので、常勤医を増やすということにつきましては、取りあえず最初1名からスタートということでお伺いしてございます。あと、これまでも非常勤の医師が鹿児島大学のほうからアルバイトという形で来ていただいておりますので、今後もそれについては恐らく継続されるものと認識しております。

○委員（前川原正人君）

それに伴う機械備品整備費として、今回1億3,987万3,000円予算計上があるわけなんですけれども、この機種を選定については、今までの経緯でいくと、ドクターが大体これがいいよとか、いやこっちは駄目だよとか、いろいろ議論をして、機種を選定を進めてきた経緯があるわけなんですけれども、機種を選定についてはどのような方法により選定されるのかお示しいただけますか。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

今回、1億3,987万3,000円の補正予算を上げてございますけれども、このうち、耳鼻咽喉科で購入する予定の金額が4,660万円ぐらいになってございます。その中で主なものとしましては、手術室の内視鏡システム、鼻内副鼻腔手術セット、要するに手術に使用するセット、あと超音波診断装置、そういったものがございます。この選定につきましては、今年の10月か9月だったかと思います。先生に来ていただいて、医療センターのほうで、私もその場に出席しました。その中で選定した機器になります。

○委員（前川原正人君）

それと今の一部おっしゃいましたけれども耳鼻咽喉科関係で4,660万円ということなんですけれども、あと、超音波診断装置、人工呼吸器なども購入するという、全体で1億3,900万円が予算化されるわけです。その詳細について、例えば、今おっしゃったように超音波機器が幾らなのか、人工呼吸器が、また入札だったり、様々増減をすると思いますけれど、どれぐらいになるのか、お示しいただけますか。

○健康増進課長（小松弘明君）

今、前川原委員が言われました、今回購入する予定の機器の一覧表をつくってありますので、それを配布をしたいと思います。今配付してよろしいですか。

○委員長（川窪幸治君）

休憩します。

「休憩 午前11時46分」

「再開 午前11時46分」

○委員長（川窪幸治君）

再開します。

○委員（平原志保君）

X線CT診断装置画像診断支援オプションというやつは、耳鼻科のほうで買うということなんで

すけれども、ほかの科でも使えるものになるのでしょうか。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

現在、医療センターには、X線CTとか2台ございまして、そのうちの1台を今回バージョンアップするという形になります。バージョンアップすることによりまして、高齢者や感染症により、呼吸状態の悪い患者に対しましても、高速撮影を可能にすることで、画像のぶれを軽減したり、診断の高い画像ができるというふうに聴いてございます。

○委員（平原志保君）

耳鼻科で手術をするための機器を今回購入ということなんですけれども、手術はどれくらいのレベルのものまでできる予定なのでしょうか。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

今回、医療センターで常勤になられます医師は1名でございますので、当然、重症患者に対して一人でというのはちょっと難しいというふうに聞いてございまして、そうなった場合には、鹿児島大学と連携して先生が派遣されたりという形ですというふうに聴いてございます。

○委員（平原志保君）

それでは入院を伴う手術まではしないというようなイメージでよろしいですか。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

入院をするというふうに聴いてございますので、申し上げございませんけれども、どういった手術になるかというのはこちらで把握してございます。

○委員（前川原正人君）

今、資料をいただいたわけですが、特殊機械ですので、それはもう値段があるのは分かっているんですけれども、これは減価償却の期間というのは何年ぐらいになってるんですか。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

医療機関の医療機器の耐用年数につきましては、おおよそ6年というふうになっております。

○委員（池田綱雄君）

部長の口述の中で、自動精算機の更新というようなことで、今もらったのに自動精算機というのがありますよね。737万円。これは、新しく今回導入されるんですか。それとも今まで導入したのを買い換えるんですか。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

新しく1台設置するというふうに聴いてございます。

○委員（池田綱雄君）

治療が終わって、会計の所に行って、あそこで物すごく待たされますよね。それが短くなるという理解でいいんですか。これが導入されれば。

○健康増進課市立病院管理グループ長（福田智和君）

外来の診療につきましては、受付、問診、その後検査や診察、最後に会計という流れになってございまして、一連の流れに係る時間につきましては、患者の症状によるんですけれども、診察の場合にはおおよそ1時間、検査等があれば約3時間、今平均で要しているというふうに聴いてございます。この今回の自動精算機につきましては、会計の時間を短縮するというので、今現在、長くて30分程度会計に掛かっている時間がございまして、これを自動にすることによりまして、混雑を分散するというふうな形で時間の短縮につなげたいというふうに考えてございます。

○委員（池田綱雄君）

市民から医師会医療センターは病院は、時間が長く掛かると。朝早く行っても昼以降まで掛かるというような苦情を聞くわけですよ。できるだけこういう機械を入れて待ち時間を短くするようにしていただきたい。

○保健福祉部長（林 康治君）

今おっしゃいましたように、医療センターの待ち時間が長いというような声も届いているところ

でございます。新病院建設がされれば、新たなまたシステム等で待ち時間も短縮されることにはな
ると思いますけど、それに先行して今回このような機器を入れて、少しでも待ち時間の短縮につな
がるように努めているところでございますので、今後もそのような形で進めていきたいと考えてお
ります。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、以上で、議案第116号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 1 1 時 5 3 分」

「再 開 午後 1 1 時 5 4 分」

△ 議案第115号 令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）について

○委員長（川窪幸治君）

これより、議案処理を行います。議案第115号、令和3年度霧島市一般会計補正予算（第15号）に
ついて、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第115号、一般会計補正予算（第15号）に対しまして反対の立場から討論に参加を致し
ます。本補正予算は2012年7月に策定をされました霧島市保健福祉施設民営化実施計画に基づきま
して、それぞれの委員会で審査をされました議案第112号、霧島市養護老人ホームの設置及び管理に
関する条例の廃止、そして同じく議案109号で、同施設の建物を社会福祉法人に無償譲渡し、土地に
つきましては社会福祉法人に1,225万8,264円で有償譲渡する売却代金。そして、これまで旧牧園町
にありました高千穂保育園の土地売却代金2,789万3,838円。これを特定建設事業基金に積み立てる
ことが含まれた予算であります。行政の責任で運営してきた行政財産である土地、財産は市民の財
産であります。高千穂保育園の建物は、鑑定評価額は1,860万円。横川長安寮の建物は2,870万円
とのことですが、合計で大体4,730万円の物件を無償譲渡するということが、これまで明ら
かになっております。効率化を重視した民営化ではなくて、行政の責任と公の施設としての責任を
果たすべきとの立場から、今回の高千穂保育園及び横川長安寮の土地売却代金が含まれました予算
には賛成できないことを申し述べまして、私のこの議案に対する討論と致すところです。

○委員長（川窪幸治君）

次に、原案に賛成の方の討論はありませんか。

○委員（有村隆志君）

議案第115号について賛成の立場から参加します。今回の議案の中で、高千穂保育園の土地の売却、
それから建物の無償譲渡、それから横川長安寮の民営化については、以前より、庁内でお話があり、
議会でも再三やって議会でも認めてきたことですので、今回のこの件については、長い間、執行部
のほうで苦勞されてやってきたものであり、これを高く評価するものであります。以上の論点から
今回の議案については賛成です。

○委員長（川窪幸治君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

以上で、討論を終結します。これより採決します。議案第115号について、原案のとおり可決する
ことに賛成の方の起立を求めます。

「賛成者起立」

起立者9名であります。起立多数と認めます。したがって、議案第115号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 議案第116号 令和3年度霧島市病院事業会計補正予算（第1号）について

○委員長（川窪幸治君）

次に、議案第116号、令和3年度霧島市病院事業会計補正予算（第1号）について、自由討議に入ります。意見はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、討論を終結します。採決します。議案第116号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第116号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△ 委員長報告に付け加える点の確認

○委員長（川窪幸治君）

これで議案処理を終わりますが、委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

〔「委員長一任」と言う声あり〕

それでは、報告については委員長に御一任いただけますでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。以上で、本日予定をしておりました審査を全て終了いたしました。これで、予算常任委員会を閉会します。

「閉会 正 午」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

予算常任委員長

川窪 幸治